

四街道市地域公共交通会議公募委員募集要項

地域公共交通の活性化及び再生の推進と地域における需要に応じた市民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議していただく四街道市地域公共交通会議（以下「会議」という。）の委員を以下のとおり募集します。

1 応募要件

応募の資格は、次に掲げる要件のすべてを満たす方とします。

（１）公共交通施策に関心があり、四街道市内に居住されている方

（２）任期中に開催する会議に出席できる方

（３）四街道市議会議員又は四街道市職員でない方

※原則として、公募委員が兼職できる審議会等の数は２を限度としています。

また、本審議会の委員となることができるのは６年までです。

2 募集人数

５人

※会議は、市の代表、有識者、交通事業者、運輸支局・警察等の関係機関等に公募による市民を加えた２５名以内で構成します。

3 任期

令和８年５月（予定）から２年間

4 活動内容

委員は、会議に出席し、市内における地域公共交通のあり方や地域公共交通計画に関する事項などについて協議を行います。

会議は、原則として平日の日中に２時間程度開催し、年２回程度を予定していますが、状況により開催回数が増減する場合があります。

5 報酬等

四街道市特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の規定による委員報酬をお支払いします。また、このほか、交通費として１，５００円をお支払いします。

6 募集期間

令和７年１０月１日（水）～令和７年１０月３１日（金）

※期日厳守。郵送の場合は令和７年１０月３１日（金）必着。

7 提出書類

①応募用紙（別紙１）

②レポート・・・「市内公共交通の維持・確保について」を題目に、別紙２または任意により、Ａ４版用紙１枚（８００字程度）にまとめてください。任意の用紙を使用する場合は、題目と氏名を必ず記載してください。

※用紙は、市役所総合案内、各公民館、わろうべの里、鹿放ヶ丘ふれあいセンター、くらし安全交通課にて配布します。（市ホームページからもダウンロードできます。）

※上記の条件に不備がある場合は、受け付けられません。

8 提出方法

- ① 直接持参…募集期間内の土曜日、日曜日及び祝日を除く 9 時から 16 時 30 分まで市役所 3 階 21 番窓口くらし安全交通課にて受け付けます。
- ② 郵送…〒284-8555 四街道市鹿渡無番地 四街道市役所くらし安全交通課あて
- ③ メール…yjshinko@city.yotsukaido.chiba.jp

9 選考方法

提出いただいた書類を基に、公募委員選考委員会において、次の基準に従い、選考を行います。なお、選考の結果については、本人あて文書にて通知します。

(1) レポート審査

提出いただいたレポートについて、次の審査基準に基づき、計 20 点満点で採点します（6 割以上を合格点とします）。

【審査基準…（ ）内は配点】

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 参加への意欲・熱意（5 点）② 論理の一貫性及び分かりやすさ（5 点）③ 社会経済情勢や本市の現状・課題の理解（5 点）④ 課題の解決に向けた実現可能性（5 点） |
|--|

※各委員が採点した点数の平均点を委員会の点数とします。

(2) 総合評価（選考）

公募委員選考委員会において、上記レポート審査による合格点以上の者について、本市における委員兼職状況、市政への関与・市民活動等の経験、地域性、男女比率、年齢層等を基に総合的に判断し、5 名を公募委員として選考します。

10 注意事項

- (1) 提出書類に虚偽が認められた場合は、委員就任後であっても委嘱を取り消す場合があります。
- (2) 受理した書類は、返却いたしません。

11 問い合わせ先

四街道市地域共創部くらし安全交通課 交通政策係（担当：小安^{こやす}・平良^{たいら}・淡路^{あわじ}）
☎043-421-6104（くらし安全交通課直通）